



山形県公報

平成20年12月12日(金)
第2002号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                      |      |
|----------------------------------|----------------------|------|
| 有害図書類の指定.....                    | (女性青少年政策室) ...       | 1558 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (健康福祉企画課) ...        | 1559 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (同) ...              | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同) ...              | 1560 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....  | (最上総合支庁福祉課) ...      | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (庄内総合支庁福祉課) ...      | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | (同) ...              | 1561 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....            | (同) ...              | 同    |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....         | (農村計画課) ...          | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...              | 1562 |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....             | (村山総合支庁西村山建設総務課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...              | 1563 |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局) ...            | 同    |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 山形県道路交通規則の一部を改正する規則..... | 1564 |
|--------------------------|------|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 直接請求に必要な有権者の数.....         | 同    |
| 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程..... | 1565 |

### 公 告

|                    |               |      |
|--------------------|---------------|------|
| 一般競争入札の公告.....     | (管財課) ...     | 1568 |
| 同.....             | (同) ...       | 同    |
| 同.....             | (同) ...       | 1569 |
| 同.....             | (同) ...       | 1570 |
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業経済交流課) ... | 1571 |
| 同.....             | (同) ...       | 1572 |
| 大規模小売店舗の廃止の届出..... | (同) ...       | 1574 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第1057号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

（ 図 書 ）

| 指定番号 | 題 名                                  | 図書コード等     | 発 行 所 等  | 指定の理由                                                                                                  |
|------|--------------------------------------|------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8836 | ケン月影の大奥物語スペシャル                       | 44653 - 33 | 宙 出 版    | 指定番号8836から8852まで著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。<br>指定番号8853著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8837 | 大人の女性の愛のコミック誌微熱SUPERデラックス2008 12 DEC | 07689 - 12 | セブン新社    |                                                                                                        |
| 8838 | SP COMICS 艶十手秘めくり帖 弁財天のお駒            | 50440 - 48 | (株)リイド社  |                                                                                                        |
| 8839 | Gコミックス男と女の交差点 誠実な人妻編                 | 52776 - 67 | (株)日本文芸社 |                                                                                                        |
| 8840 | Young Love Comic aya 12月号            | 18815 - 12 | 宙 出 版    |                                                                                                        |
| 8841 | 月刊まんがグリム童話2008 12月号                  | 08305 - 12 | ぶんか社     |                                                                                                        |
| 8842 | 別冊週漫スペシャル2009 1月号                    | 17929 - 01 | (株)芳文社   |                                                                                                        |
| 8843 | 恋愛天国パラダイス 1月号                        | 09675 - 1  | (株)竹書房   |                                                                                                        |
| 8844 | 主婦たちの事件簿 ゴールドセレクション禁断の告白編            | 50524 - 37 | (株)芳文社   |                                                                                                        |
| 8845 | LEVEL-C 快樂の方程式                       | 54436 - 98 | (株)ビブロス  |                                                                                                        |
| 8846 | Lady's Comic Special AYA 2009年1月号    | 09671 - 01 | 宙 出 版    |                                                                                                        |
| 8847 | 週漫スペシャル 12月号                         | 14411 - 12 | (株)芳文社   |                                                                                                        |
| 8848 | 大紀のフーズク大帝VOL.2                       | 54680 - 57 | マイウェイ出版  |                                                                                                        |
| 8849 | 愛の体験スペシャルDX 2008 12月号                | 11585 - 12 | (株)竹書房   |                                                                                                        |
| 8850 | ガールズポップコレクション 快感 LOVE vol.5          | 55156 - 46 | (株)松文館   |                                                                                                        |
| 8851 | BAMBOO COMICS 蜜愛フルコース                | 57615 - 81 | (株)竹書房   |                                                                                                        |
| 8852 | ACTION COMICS 墮天使の誘惑                 | 50174 - 94 | (株)双葉社   |                                                                                                        |
| 8853 | BAMBOO COMICS凶悪犯罪ファイル慟哭の凶刃           | 57616 - 14 | (株)竹書房   |                                                                                                        |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定（包括指定）に該当する有害な図書類

## （図 書）

| 番号 | 題 名                      | 図書コード等     | 発 行 所 等     |
|----|--------------------------|------------|-------------|
| 1  | DVD LOVERS 15の愛情物語11月号増刊 | 05322 - 11 | (株)メディアックス  |
| 2  | 月刊サムソン12 2008            | 04133 - 12 | ビ デ オ 出 版   |
| 3  | コミック・マショウ 7 2008 JUL     | 18381 - 07 | 三 和 出 版 (株) |
| 4  | NEOコミックスBELIEVE LOVE     | 55250 - 65 | 辰 巳 出 版 (株) |

## （録画テープ等）

| 番号 | 題 名           | 区 分   | 発 行 所 等   |
|----|---------------|-------|-----------|
| 1  | 解放区 あのね 弐     | D V D | (有)ガッツ    |
| 2  | ごっくん中出し       | D V D | 隼エージェンシー  |
| 3  | やるCan 7月号     | D V D | 不 明       |
| 4  | ザ・ギャルナン・ゲット41 | D V D | グローリークエスト |

## 山形県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 穂 積 歯 科 医 院       | 山形市香澄町二丁目8番21号      | 平成20. 9. 1 |
| 高 橋 ク リ ニ ッ ク     | 鶴岡市ほなみ町7番11号        | 同 11. 1    |
| 東 根 歯 科           | 東根市中央南一丁目5番16号      | 同 11. 6    |

## 山形県告示第1059号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 小林 医 院     | 上山市南町四番5 - 12号 | 平成20. 4. 1 |
| 穂積 歯 科 医 院 | 山形市香澄町二丁目3番35号 | 同 8.31     |

## 山形県告示第1060号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称         | 施設又は実施する事業の種類                          | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|------------|
| 訪問介護サービスセンター南陽の里             | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                       | 南陽市宮内1204番地の3         | 平成20.10.14 |
| 介護支援相談所ほのか                   | 居宅介護支援                                 | 東田川郡三川町押切新田字深田1番      | 同 10.20    |
| 医療法人社団みゆき会 通所<br>リハビリテーション南館 | 通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 山形市南館四丁目1番45号         | 同 11. 5    |

## 山形県告示第1061号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地       |                 | 変更年月日      |
|----------------------------|-------------------|-----------------|------------|
|                            | 変更前               | 変更後             |            |
| 最上町<br>最上郡最上町大字向町<br>644番地 | 最上町老人保健施設やすらぎ     | 最上町介護老人保健施設やすらぎ | 平成12. 4. 1 |
|                            | 最上郡最上町大字向町644番地の3 |                 |            |

## 山形県告示第1062号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>酒田市中牧田字丸福171番地 | 短期入所生活介護事業所さくら松山<br>酒田市西田16番地の1 | 短期入所生活介護  | 平成20.11.28 |

## 山形県告示第1063号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                    | 指定年月日      |
|--------------------------------|--------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人地域福祉村<br>鶴岡市本町三丁目2番5号 | 介護支援センター よつばの里<br>鶴岡市本町三丁目2番5号 | 平成20.11.28 |

## 山形県告示第1064号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                     | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>酒田市中牧田字丸福171番地 | 短期入所生活介護事業所さくら松山<br>酒田市西田16番地の1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成20.11.28 |

## 山形県告示第1065号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名                 | 地区名  | 工事完了年月日    |
|---------------------|------|------------|
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 長沼地区 | 平成19年9月28日 |

## 山形県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 天童市大字荒谷字荒谷原1973番25から<br>山形市大字山寺字中地蔵1973番17まで | 旧    | 17.0メートル<br>と<br>10.8 | メートル<br>228 |
| 同 上                                          | 新    | 15.0メートル<br>と<br>10.6 | 同 上         |

## 山形県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月12日から同月26日まで縦覧に供する。  
平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字荒谷原1973番25から  
山形市大字山寺字中地蔵1973番17まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月12日

## 山形県告示第1068号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年12月5日
- 2 処分を受けた者  
(1) 商号 國井建設株式会社  
(2) 主たる営業所の所在地 寒河江市大字日田360番地  
(3) 代表者の氏名 國井 仁  
(4) 許可番号 山形県知事許可（般・特18）第200025号
- 3 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事に係るもの（下請契約によるものを含む。）について、平成20年12月17日から平成21年1月15日までの30日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所が発注した工事に関し、國井建設株式会社の元社員が刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定により懲役1年の刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 山形県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。  
平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------------|---|------|----------|---------|
| 東置賜郡川西町大字堀金字三枚床257番 1 から |   | 旧    | 16.6メートル | 373メートル |
| 同 字館162番 1 まで            |   |      | 12.0     |         |
| 同                        | 上 | 新    | 17.8メートル | 同上      |
|                          |   |      | 12.0     |         |

山形県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字堀金字三枚床257番 1 から  
同 字館162番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月12日

山形県告示第1071号

次の開発行為は、完了した。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成20年 9月22日 指令村総建第5022号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 尾花沢市大字尾花沢字下新田1524、1524 - 1、1525 - 1、1526 - 1、1526 - 3
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 尾花沢市大字尾花沢1487番地の1  
株式会社 うるこや総本店

山形県告示第1072号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中 「 " 谷地支所 西村山郡河北町谷地甲2325 番地の 2 " を

「 " 河北支所 西村山郡河北町谷地ひな市 通り東13街区 1 " に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月12日

山形県公安委員会  
委員長 加藤 有 倫

山形県公安委員会規則第10号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「であって、変更前の住所が沖縄県公安委員会以外の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合」を削る。

附 則

この規則は、平成21年1月4日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年12月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,506人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 229,213人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,991人 | 村山市           | 7,718人  | 西村山郡 | 12,616人 |
| 米沢市         | 24,033人 | 長井市           | 8,217人  | 最上郡  | 13,330人 |
| 鶴岡市         | 38,264人 | 天童市           | 17,001人 | 東置賜郡 | 12,090人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,146人 | 東根市           | 12,483人 | 西置賜郡 | 9,355人  |
| 新庄市         | 10,666人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,995人  | 東田川郡 | 8,682人  |
| 寒河江市        | 11,684人 | 南陽市           | 9,432人  |      |         |
| 上山市         | 9,745人  | 東村山郡          | 7,650人  |      |         |



|   |   |   |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 年 | 月 | 日 |
| 年 | 月 | 日 |

|       |  |
|-------|--|
| 年 月 日 |  |
| 年 月 日 |  |
| 年 月 日 |  |

1 項中「証明書は」を「証明書は、使用の実績に基づいて」に、「作成し」を「作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」に改め、同備考中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同備考第2項中「証明書」を「証明書及び給油伝票の写し」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第1項の次に次の2項を加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第37号様式の5その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3の備考第1項中「証明書は」を「証明書は、使用の実績に基づいて」に改め、同備考第6項中「5の場合」を「6の場合」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考中第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

別記第37号様式の6中「作成する」を「作成した」に改め、同様式の備考第1項中「証明書は」を「証明書は、作成の実績に基づいて」に改める。

別記第37号様式の7中「作成する」を「作成した」に改め、同様式の備考第1項中「証明書は」を「証明書は、作成の実績に基づいて」に改める。

別記第37号様式の8その1中「5 振込先 銀行名、口座名及び口座番号」を「5 振込先

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

に改め、同様式そ

の1の備考第1項中「）とともに」を「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第37号様式の8その1の別紙その2第2号中

| 販売年月日 | 販売金額(イ)                 | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|-------------------------|----------|------|----|
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = | /        | /    |    |
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = |          |      |    |
| 計     | 円                       |          |      |    |



を

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 販売金額(イ)                 | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|---------------------------|-------------------------|----------|------|----|
| 年 月 日 |                           | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = | /        | /    |    |
| 年 月 日 |                           | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = |          |      |    |
| 計     |                           | 円                       |          |      |    |



に改め、

同号の表の備考に次の2項を加える。

- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第37号様式の8その2及びその3中「5 振込先 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 振込先

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                        | 日 時                      | 入 札 に 付 す る 物 件                                                         | 予 定 価 格     |
|----------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁202会議室 | 平成21年1月22日（木）<br>午後1時30分 | 山形市城北町二丁目490番、同491番、<br>同492番<br>宅地（実測）802.72平方メートル<br>（公簿）811.02平方メートル | 30,600,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                     | 場 所                        | 日 時                      |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 山形市城北町二丁目490番、同491番、同492番<br>宅地（実測）802.72平方メートル<br>（公簿）811.02平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁901会議室 | 平成21年1月8日（木）<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                        | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件               | 予 定 価 格    |
|----------------------------|---------------------------|-------------------------------|------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁202会議室 | 平成21年1月22日（木）<br>午前10時30分 | 山形市本町一丁目2番4<br>宅地 82.93平方メートル | 9,700,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                      | 場 所                        | 日 時                  |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------|
| 山形市本町一丁目2番4<br>宅地 82.93平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁901会議室 | 平成21年1月8日（木）<br>午前9時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                               | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                            | 予定価格       |
|-----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 村山市榎岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成21年1月20日（火）<br>午前10時30分 | 村山市大字名取字脇ノ田1005番3<br>土地及び建物<br>宅地 373.80平方メートル<br>住宅建 65.42平方メートル<br>雑屋建 7.70平方メートル | 4,075,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

## (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                             | 場 所                               | 日 時                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 村山市大字名取字脇ノ田1005番3<br>土地及び建物<br>宅 地 373.80平方メートル<br>住宅建 65.42平方メートル<br>雑屋建 7.70平方メートル | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成21年1月6日（火）<br>午前10時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                          | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                                                | 予定価格       |
|----------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 寒河江市大字西根字石川西<br>355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟3階<br>講堂 | 平成21年1月21日（水）<br>午前10時30分 | 西村山郡大江町大字藤田字西原557番<br>3、同557番11<br>土地及び建物<br>宅 地（実測）275.37平方メートル<br>（公簿）275.25平方メートル<br>住宅建 98.53平方メートル | 2,923,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

## (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                | 場 所                                          | 日 時                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|
| 西村山郡大江町大字藤田字西原557番3、<br>同557番11<br>土地及び建物<br>宅 地（実測）275.37平方メートル<br>（公簿）275.25平方メートル<br>住宅建 98.53平方メートル | 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟1階102会<br>議室 | 平成21年1月7日（水）<br>午前10時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成21年4月12日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| ホーマック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称        | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生   |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       | 本 田 進     |
| ホーマック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 佐 藤 吉 蔵       | 鶴岡市朝暘町3番6号              |           |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社ゲオール      | 愛知県春日井市高山町一丁目3番地の10     | 後 藤 耕 二   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 株式会社やまや       | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号    | 山 内 英 靖   |
| 株式会社フォーユー     | 香川県高松市今里町二丁目16番地1       | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株式会社  | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号     | 小 野 寺 正   |

## 3 変更年月日

平成20年8月26日

## 4 届出年月日

平成20年11月17日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年4月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成21年4月12日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター  
鶴岡市ほなみ町9番35号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 勝浦二郎  
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号  
代表取締役社長 柴田憲次

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 831台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 611台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

## ロ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 334平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 352平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

## ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 107.8立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 109.3立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者       | 開店時刻    | 閉店時刻 |
|---------------|---------|------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 終日営業    |      |
| ホームック株式会社     | 午前9時30分 | 午後9時 |
| 株式会社やまや       | 午前9時    | 午後9時 |
| 株式会社フォーユ      | 午前9時    | 午後9時 |
| 株式会社大創産業      | 午前9時    | 午後9時 |
| 株式会社ニューステップ   | 午前9時    | 午後9時 |
| 株式会社メガネスーパー   | 午前9時    | 午後9時 |
| 有限会社木村屋       | 午前9時    | 午後9時 |
| K D D I 株式会社  | 午前9時    | 午後9時 |

(変更後)

| 小売業を行う者       | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------------|------|------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 終日営業 |      |
| その他の小売業者      | 午前9時 | 午後9時 |

## 4 変更年月日

(1) 3の(2)に掲げる事項 平成20年11月18日

(2) 3の(1)に掲げる事項 平成21年7月18日

## 5 届出年月日

平成20年11月17日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年4月12日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があつた。

平成20年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ここ二虎屋 山形市七日町一丁目4番47号  
代表取締役 大沼清美  
株式会社千足屋 山形市本町二丁目4番15号  
代表取締役 吉田純三  
株式会社丸尚 山形市下条町二丁目18番47号  
代表取締役 金村鍾文
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
COCO21  
山形市七日町一丁目4番47号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(廃止前) 8,757平方メートル  
(廃止後) 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成17年10月25日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤   | 正  |
|------------|------------|-----|----|-----|----|
| 平成 6. 3.25 | 号外( 9 )    | 2   | 26 | 前等項 | 前項 |